

下水道使用料と 受益者負担金制度が決まりました

平成22年春から本町の一部の区域で公共下水道の使用を開始します。

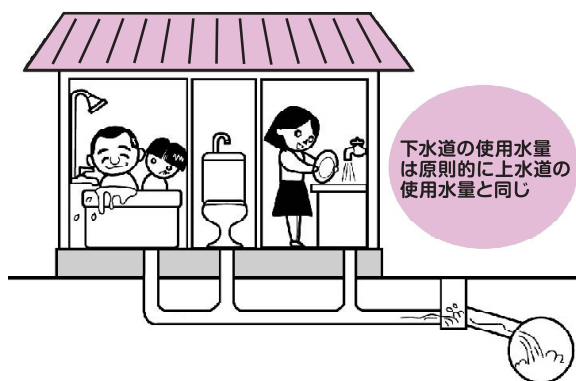
それに向けて、「大治町下水道条例」と「大治町下水道事業受益者負担に関する条例」が10月臨時議会で可決、制定されました。

これに伴い、下水道使用料と受益者負担金が決まりましたので、その概要をご説明します。

下水道使用料

●下水道使用料とは？

下水道は、整備して利用できるようなれば終わりではなく、処理場で汚水进行处理する費用や下水道管の清掃や補修など施設を維持管理する費用がかかります。そのため、下水道を利用する皆さんにその費用の一部を負担していただくのが下水道使用料です。



下水道使用料金表(1カ月当たり)

区分	基本使用料		従量使用料	
	排出量	金額	排出量	金額 (1m ³ につき)
一般用	10m ³ まで	1,155.0円	10m ³ を超え 20m ³ まで	115.5円
			20m ³ を超え 30m ³ まで	126.0円
			30m ³ を超え 50m ³ まで	157.5円
			50m ³ を超え 100m ³ まで	189.0円
			100m ³ を超え 300m ³ まで	220.5円
			300m ³ を超えるもの	252.0円

※使用料の額には、消費税および地方消費税の額が含まれています。

●下水排出量の決め方は？

下水道使用料を算定するための排出量は、原則的に上水道の使用量とします。

●いつから支払うの？

下水道使用料は、下水道へ接続するための私有地の排水設備工事が終わり、下水道を使用することができるようになったから納めていただきます。

●支払い方法は？

下水道使用料は名古屋市長下水道局へ、下水道使用料は本町へそれぞれ納めていただきます。原則的に納付は2カ月ごとになります。

下水道使用料計算例

一般家庭で1カ月間に35m³使用した場合の下水道使用料

■基本使用料(10m³まで) 1,155.0円

■従量使用料

●20m³－10m³＝10m³

10m³×115.5円/m³＝1,155.0円

●30m³－20m³＝10m³

10m³×126.0円/m³＝1,260.0円

●35m³－30m³＝5m³

5m³×157.5円/m³＝ 787.5円

合計 4,357.5円 → 4,357円(1円未満端数切り捨て)

①口座振替の場合

本町の指定する金融機関で口座振替ができます。なお、上水道使用料が口座振替になっている場合でも、下水道使用料を口座振替にする場合には、本町の口座振替の手続きが必要になります。

②直接納付の場合

下水道使用料の納付書を送りますので、納付書に記載されている金融機関で納めてください。

受益者負担金制度

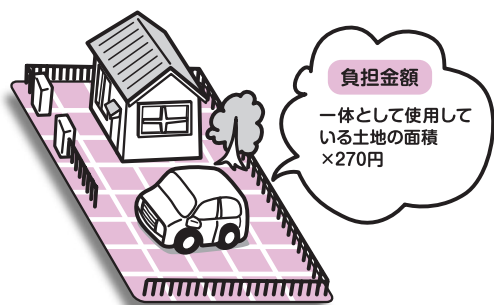
●受益者負担金制度とは？

下水道を利用すると、トイレ、台所、お風呂などから出る生活排水は、衛生的に排除できるように、快適に住みよい生活環境がもたらされます。

しかし、下水道はだれもが利用できる道路や公園と違い、下水道が利用できる環境にある特定の方だけが恩恵を受けることになります。そのため、下水道の建設費をすべて税金で賄うことは、下水道を利用できない方にまで負担をかけることになり、公平を欠くこととなります。

そこで、下水道に接続して利益を受ける方に、下水道を利用できる土地の面積に応じて建設費の一部を負担していただく制度が「受益者負担金制度」です。この制度は、既に下水道が使用開始されている多くの都市で採用され、事業の推進に役立っています。

なお、受益者負担金は、税金のように毎年賦課されるのではなく、その土地に対して一度限り賦課されるものです。



【例】負担金対象の土地を200㎡(約60坪)所有している場合
270円×200㎡＝54,000円

●対象となる土地は？

受益者負担金は、下水道を利用する土地で一体的に使用されているすべての土地が対象となります。

●負担金額はいくら？

受益者負担金は、土地の面積1㎡当たり270円です。

●受益者はだれになるの？

原則として、受益者(負担金を納めていただく方)は、下水道を利用する土地で一体的に使用されているすべての土地の所有者です。ただし、その土地に地上権等の権利が設定されている場合は、その権利者と協議をして受益者を決めていただきます。

下水道に接続するための工事排水設備工事の計画について確認申請を提出していただいたとき、町が受益者申告書の用紙を渡しますので、その用紙に受益者を記入して申告してください。

●納付の方法は？

受益者負担金は、受益者の申告をした後、町が発送する納付書により一括で直接納付していただきます。

●早期接続に対する減免

早期に下水道に接続した受益者は、受益者負担金の減免を受けることができます。

下水道の供用開始日から3年以内に排水設備工事の確認申請を提出し受理された受益者が減免の申請をした場合、負担金額が20%減免されます。

●徴収猶予および減免制度

受益者負担金には、早期接続以外にも土地や受益者の状況により徴収猶予制度、減免制度があります。いずれの制度も申請が必要です。申請がなければこの制度は受けられません。

徴収猶予

受益者が災害などで負担金を納付することが困難な場合に納付期日を延長することができる制度です。

減免

学校、社会福祉施設、集会所など土地の利用状況により減免の必要があると認められる場合には、負担金の減額または免除を受けることができます。

●問い合わせ先

役場 下水道課
内線 155・164